

熊本県公報

第 1 1 4 6 7 号
平成 18 年 10 月 13 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 1
- " (介護予防訪問介護).....(") 2
- " (訪問介護).....(") 2
- " (介護予防訪問介護).....(") 2
- 生活保護法の規定による介護機関の指定.....(社会福祉課) 2
- " (") 4
- 字の区域の変更.....(市町村総室) 5
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定.....(健康危機管理課) 5
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退.....(") 6
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 6
- " (") 6
- 保安林の指定.....(") 7
- 町の区域の設定.....(市町村総室) 7
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定.....(") 17
- 公有水面埋立免許.....(河川課) 17
- 河内港臨港地区の指定変更.....(港湾課) 18
- 大門港臨港地区の指定変更.....(") 18
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 19
- " (") 19
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(") 19
- 保安林の指定施業要件の変更.....(") 19
- 県営土地改良事業計画変更.....(農村計画・技術管理課) 20
- 基本測量の実施.....(監理課) 20
- 開発行為工事完了.....(建築課) 20
- 貸金業における所在不明者.....(経営金融課) 20
- 登 載 依 頼
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表.....(選挙管理委員会) 21
- " (") 23
- " (") 27
- " (") 29
- " (") 31
- 熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令.....(教育政策課) 33
- 熊本県教育情報システムに係る情報関連機器の借入に関する一般競争入札の実施.....(") 33
- 熊本県森林審議会の会議の開催.....(森林整備課) 35
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定.....(警察本部情報管理課) 35
- 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定.....(") 36

告 示

熊本県告示第 1038 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
荒尾市社会福祉事業団訪問介護事業所	社会福祉法人荒尾市社会福祉	平成 18 年 10 月 1 日

荒尾市荒尾 4110 番地	事業団	
---------------	-----	--

熊本県告示第 1039 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
荒尾市社会福祉事業団訪問介護事業所 荒尾市荒尾 4110 番地	社会福祉法人荒尾市社会福祉 事業団	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1040 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	有限会社ひなた	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1041 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	有限会社ひなた	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1042 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
大和ケアサービス 八代市大村町 859-7	有限会社大和タクシー 八代市大村町 859-7	平成 18 年 6 月 14 日

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション宇城 宇城市松橋町松山 3567	有限会社ひまわり 宇城市松橋町松山 3571	平成 18 年 4 月 1 日
長洲町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 玉名郡長洲町宮野 999 番地	社会福祉法人長洲町社会福祉協議会 玉名郡長洲町長洲 2771 番地	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日

あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	社会福祉法人湯前町社会福祉協議会 球磨郡湯前町 1693-37	平成 18 年 4 月 1 日
あさぎり町社会福祉協議会ヘルシーランド通所介護事業所 球磨郡あさぎり町上北 1874 番地	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	平成 18 年 4 月 1 日
あさぎり町社会福祉協議会ふれあい福祉センター通所介護事業所 球磨郡あさぎり町岡原北 929 番地	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190 番地 2	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
堤病院 人吉市下林町 232 番地	医療法人回生会 人吉市九日町 100 番地	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設 タンポポ 人吉市下漆田町 1538-4	医療法人新晃会 人吉市瓦屋町 1121-6	平成 18 年 4 月 1 日
介護老人保健施設ケアポート益城 上益城郡益城町安永 1030	社会福祉法人慈光会 上益城郡益城町安永 756	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
堤病院 人吉市下林町 232 番地	医療法人回生会 人吉市九日町 100 番地	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設 タンポポ 人吉市下漆田町 1538-4	医療法人新晃会 人吉市瓦屋町 1121-6	平成 18 年 4 月 1 日
介護老人保健施設ケアポート益城 上益城郡益城町安永 1030	社会福祉法人慈光会 上益城郡益城町安永 756	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔特定福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔特定介護予防福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番 地	平成 18 年 4 月 1 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアプランひまわり 宇城市松橋町松山 3567	有限会社ひまわり 宇城市松橋町松山 3571	平成 18 年 4 月 3 日

〔地域包括支援センター〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
人吉市地域包括支援センター 人吉市西間下町 7 番地 1	人吉市	平成 18 年 4 月 1 日
玉名市南部包括支援センター 玉名市伊倉北方 272	医療法人信和会 福岡県大牟田氏黄金町一丁目 178	平成 18 年 4 月 1 日
錦町地域包括支援センター 球磨郡錦町一武 1502 番地	錦町	平成 18 年 4 月 1 日
上球磨地域包括支援センター 球磨郡多良木町多良木 1586	球磨郡公立多良木病院組合 球磨郡多良木町多良木 4210 番地	平成 18 年 4 月 1 日
相良村地域包括支援センター 球磨郡相良村川辺 1771 番地	社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村川辺 1771 番地	平成 18 年 4 月 1 日
五木村地域包括支援センター 球磨郡五木村甲 2672 番地の 7	五木村	平成 18 年 4 月 1 日
山江村地域包括支援センター 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356 番地の 1	山江村	平成 18 年 4 月 1 日
球磨村地域包括支援センター 熊本県球磨郡球磨村渡丙 1730 番地	球磨村	平成 18 年 4 月 1 日
あさぎり町地域包括支援センター 球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地	あさぎり町	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 1043 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションやまと 上益城郡山都町下市 146 番地 1	合資会社山光総業 上益城郡山都町下市 146 番地 1	平成 18 年 4 月 3 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山苑 天 草事業所 天草市本町下河内 1354 番地	社会福祉法人 啓世会 玉名郡玉東町木葉 348 番地	平成 18 年 4 月 11 日
保健福祉サービスほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園 664 番地 1	有限会社ほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園 664 番地 1	平成 18 年 4 月 24 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
おれんじ歯科クリニック	宇野 哲也	平成 18 年 3 月 9 日

葦北郡津奈木町岩城 2320	熊本市武蔵ヶ丘五丁目 14 番 5 号
----------------	---------------------

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム遊鳥 天草市栖本町湯船原 759 番地	有限会社さかがわ 上天草市龍ヶ岳町高戸 2508 番地	平成 18 年 3 月 31 日

〔居宅介護支援〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
八代のぞみ 八代市松江町 527-2 サンリッチビル 2 階	有限会社のぞみ 八代市千丁町古閑出 2600 番地	平成 18 年 5 月 11 日
居宅介護支援センター葉山苑 天草事業所 本渡市本町下河内 1355 番地 2	社会福祉法人 啓世会 玉名郡玉東町木葉 348 番地	平成 18 年 3 月 17 日

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションやまと 上益城郡山都町下市 146 番地 1	合資会社山光総業 上益城郡山都町下市 146 番地 1	平成 18 年 5 月 1 日

〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山苑 天草事業所 天草市本町下河内 1354 番地	社会福祉法人 啓世会 玉名郡玉東町木葉 348 番地	平成 18 年 4 月 11 日

熊本県告示第 1044 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨、天草市長から届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の町	変更前の字	区 域	変更後の町	変更後の字
楠浦町	南北野	6881 の 4 の一部、6881 の 10、6881 の 11、 6882 の 1 の一部、6882 の 2 の一部	楠浦町	下方原

熊本県告示第 1045 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
34	菊池市隈府 277 番地 2	宮本内科クリニック	菊池市隈府 775 番地	医療法人 宮交会	平成 18 年 9 月 1 日
35	阿蘇郡高森町高森 1651 番地 3	桐原薬局 本店	阿蘇郡高森町高森 1651 番地 3	有限会社 桐原薬局	平成 18 年 9 月 15 日
36	菊池郡大津町大字室 55	しばた内科クリニック	菊池郡大津町大字室 55	柴田 昌一朗	平成 18 年 9 月 19 日

37	上益城郡嘉島町大字 上島 2299-1	よしむら内科循 環器科	熊本市武蔵ヶ丘 1-8-6	吉村 力也	平成 18 年 9 月 15 日
38	上益城郡山都町大平 185	せいわ歯科クリ ニック	上益城郡山都町大平 185	石井 洋一	平成 18 年 10 月 2 日

熊本県告示第 1046 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
菊池市隈府 775 番地	宮本医院	菊池市隈府 775 番地	医療法人 宮 交会	平成 18 年 8 月 31 日
天草郡苓北町都呂々 897	都呂々診療所	天草郡苓北町都呂々 897	一二三 速夫	平成 18 年 8 月 31 日
菊池郡大津町大字室 55	柴田医院	菊池郡大津町大字室 55	柴田 昌昭	平成 18 年 9 月 18 日

熊本県告示第 1047 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字鶴ノサエ 348 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴ノサエ 348 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1048 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字平沢津 6488 の 286、6488 の 288 から 6488 の 290 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字中木場1755の2、1757の4、1768、1776の1、1777・又1778（以上2筆筆界未定）、1779の1、1779の2、1780の1、1780の2、1782の1、1783の1、1784の1、1784の3、1785の1から1785の4まで、1787
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1050号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域をあらたに画する旨、菊陽町長から届出があったので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

上記の届出に係るあらたに画する町の区域は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

町の名称	左記の区域に該当する区域		
	大字名	小字名	地 番
光の森一丁目	津久礼	字中迎原	3397の1の一部、3398の1の一部、3398の2の一部
		字下迎原	3399の1から3399の4まで、3400、3401の1から3401の14まで、3402の1の一部、3402の3、3402の4の一部、3402の5から3402の8まで、3402の9から3402の15までの各一部、3402の17の一部、3402の18の一部、3403の一部、3404の8の一部、3407の1、3407の2、3407の3の一部、3408の1の一部、3408の2から3408の5まで、3408の8の一部、3408の9から3408の15まで、3408の17の一部、3408の18の一部、3408の19、3419の1の一部、3532の2から3532の7まで、3533、3534の1、3534の3から3534の10まで、3535、3536の1、3536の3、3537の1、3537の2、3537の4から3537の17まで、3538の1から3538の4まで、3539の1から3539の4まで、3540の1、3540の3から3540の7まで、3542の1、3542の3から3542の11まで、3543の1から3543の4まで、3544の1、3544の3から3544の5まで、3545の1、3545の2、3546の1から3546の5まで、3547の1から3547の9まで、3548の1から3548の3まで、3549の1、3549の2、3550の1から3550の4まで、3551の1から3551の6まで、3552、3553の1から3553の6まで、3554の1から3554の6まで、3555の1から3555の21まで、3556の1から3556の4まで、3557の1から3557の11まで、3600の382、3600の384及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

光の森二丁目	津久礼	字中迎原	<p>3281の6から3281の9までの各一部、3282の1、3282の2、3283、3284の1から3284の5まで、3285の1、3285の3の一部、3286の1、3286の2、3287の1の一部、3287の2、3287の3の一部、3288の2、3288の3の一部、3289の2から3289の4までの各一部、3304の2の一部、3320の1の一部、3320の2の一部、3328の1の一部、3328の2から3328の11まで、3331の1から3331の4まで、3332の1、3332の2の一部、3332の3、3332の4の一部、3332の5の一部、3333、3334、3335の1、3335の2、3336の1から3336の4まで、3337の1から3337の3まで、3338の1、3338の2、3339の1から3339の6まで、3340の1から3340の8まで、3341の1から3341の9まで、3342の1から3342の5まで、3343の1、3343の2の一部、3343の3から3343の5まで、3344の1、3344の2、3345の1から3345の3まで、3346の1から3346の3まで、3347の1、3347の2の一部、3347の3、3347の4の一部、3349の2の一部、3350の2、3350の3の一部、3351の1、3351の2の一部、3351の3の一部、3352の1から3352の3まで、3353の1から3353の5まで、3354の1から3354の4まで、3355の1から3355の4まで、3356の1から3356の9まで、3357の1から3357の9まで、3359の1、3359の2、3359の3の一部、3359の4の一部、3359の5、3359の6、3360の1から3360の4まで、3361の1から3361の4まで、3362、3363の1の一部、3363の2から3363の4まで、3367の1、3367の2、3367の3の一部、3367の4の一部、3367の6の一部、3367の7、3368の1の一部、3368の7の一部、3368の13、3368の14、3368の15から3368の18までの各一部、3372の2の一部、3372の3の一部、3373の1から3373の5まで、3373の6から3373の13までの各一部、3374の1から3374の3まで、3375の1から3375の5まで、3376の1から3376の6まで、3380の1から3380の12まで、3381の1、3381の2、3382の1から3382の5まで、3383の1から3383の14まで、3384の1から3384の7まで、3385の1から3385の6まで、3386の1から3386の7まで、3387、3388の1から3388の10まで、3389の1から3389の6まで、3390の1から3390の3まで、3390の5、3391の1から3391の4まで、3392の1から3392の3まで、3393、3394の1から3394の4まで、3395の1から3395の4</p>
--------	-----	------	---

光の森二丁目	津久礼	字中迎原	まで、3396の1から3396の4まで、3397の1の一部、3397の2、3397の3、3398の1の一部、3398の2の一部、3398の3から3398の5まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
		字下迎原	3402の1の一部、3402の2、3402の4の一部、3402の9から3402の15までの各一部、3402の16、3402の17の一部、3402の18の一部、3403の一部、3404の1から3404の7まで、3404の8の一部、3404の9から3404の11まで、3405の1から3405の7まで、3406、3407の3の一部、3408の6の一部、3408の7、3408の8の一部、3408の18の一部、3409の一部、3410の1、3410の2、3411、3412の1、3412の2、3413の7、3413の8、3413の9の一部、3414の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
光の森三丁目	津久礼	字中迎原	3245の6の一部、3245の12の一部、3247の2の一部、3247の4の一部、3248の1の一部、3248の4、3248の5、3248の6から3248の8までの各一部、3252の1の一部、3252の2、3252の3から3252の7までの各一部、3252の8、3252の9、3252の10の一部、3252の11、3253の1から3253の15まで、3254、3255の1から3255の9まで、3256の1から3256の8まで、3257の1、3257の2、3257の3の一部、3258の1、3258の2から3258の4までの各一部、3258の5から3258の8まで、3259の1から3259の7まで、3260、3261の1から3261の6まで、3262の2の一部、3263の1、3263の5の一部、3263の6、3263の10の一部、3263の11の一部、3264、3265の1から3265の3まで、3266の1の一部、3267の1の一部、3267の3の一部、3267の4の一部、3268の1の一部、3268の2、3268の3、3268の4から3268の6までの各一部、3268の7、3273の2、3273の10の一部、3275の1の一部、3275の2、3275の3、3275の6の一部、3276の1の一部、3276の2、3276の3、3277の1から3277の3まで、3278の1から3278の3まで、3279の1から3279の4まで、3281の1、3281の2、3281の4、3281の5、3281の6から3281の9までの各一部、3281の10、3281の11、3287の1の一部、3289の2から3289の4までの各一部、3359の3の一部、3359の4の一部、3363の1の一部、3364の1から3364の11まで、3365の1から3365の8まで、3366の1から3366の7まで、3367の3の一部、3367の4の一部、3367の5、3367の6の一部、

光の森三丁目	津久礼	字中迎原	3368の1の一部、3368の2から3368の6まで、3368の7の一部、3368の8から3368の12まで、3368の15から3368の18までの各一部、3369の1から3369の5まで、3370の1から3370の3まで、3371の1から3371の7まで、3372の1、3372の2の一部、3372の3の一部、3372の4、3372の5、3373の6から3373の13までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
		字下迎原	3408の1の一部、3408の6の一部、3408の16、3408の17の一部、3408の18の一部、3409の一部、3413の1から3413の6まで、3413の9の一部、3413の10、3413の11、3414の1、3414の2の一部、3414の3、3414の4、3415の1から3415の3まで、3416の1から3416の4まで、3417の2、3418の1から3418の6まで、3419の1の一部、3419の2、3419の4の一部、3420の1から3420の5までの各一部、3421の一部、3422の一部、3423の1の一部、3424、3425の1から3425の8まで、3426の1から3426の3まで、3427、3428の1から3428の5まで、3429の1、3429の2、3430、3431の1から3431の7まで、3432、3433の1、3433の2から3433の8までの各一部、3437の1、3437の2、3437の3の一部、3437の4の一部、3437の5、3437の6の一部、3437の7から3437の9まで、3438の2、3438の3の一部、3439の1から3439の6まで、3440の1から3440の5まで、3441の1から3441の10まで、3442の1、3442の2、3443の1から3443の4まで、3444の1から3444の4まで、3445の1、3445の4の一部、3446の1、3446の2、3446の3の一部、3447の2の一部、3452の一部、3455の一部、3457の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
光の森四丁目	津久礼	字下迎原	3433の2から3433の4までの各一部、3434の2から3434の4までの各一部、3435、3436、3437の3の一部、3437の4の一部、3437の6の一部、3438の1、3438の3の一部、3438の4、3446の3の一部、3447の1から3447の3までの各一部、3448の1から3448の7まで、3449の1から3449の3まで、3450、3451の1から3451の5まで、3452の一部、3455の一部、3457の一部、3458の1から3458の4まで、3459の1から3459の6まで、3460の1、3460の2の一部、3460の3の一部、3460の4、3460の5、3461の一部、3462の2の一部、3467の1の一部、3

<p>光の森四丁目</p>	<p>津久礼</p>	<p>字下迎原</p>	<p>467の5から3467の7までの各一部、3469の1の一部、3469の5、3470の1から3470の3まで、3471の1、3471の3から3471の16まで、3473の2、3473の4から3473の8まで、3474の1の一部、3474の3から3474の11まで、3474の12の一部、3474の13から3474の16まで、3474の17の一部、3474の18の一部、3475の一部、3476の1から3476の4まで、3477の1から3477の16まで、3478の1から3478の4まで、3483の1、3483の3から3483の5まで、3484の1、3484の3、3490から3493まで、3495、3496の1から3496の4まで、3497の1から3497の3まで、3498の1から3498の4まで、3499の1から3499の3まで、3500の1から3500の5まで、3500の7、3500の11から3500の28まで、3501、3502の1、3502の2、3507の1から3507の9まで、3508の一部、3509の1から3509の6まで、3510の1から3510の5まで、3511の3、3511の4、3514の1から3514の6までの各一部、3600の381及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部</p>
<p>光の森五丁目</p>	<p>津久礼</p>	<p>字新山</p>	<p>3190の82の一部、3190の83から3190の85まで、3190の533、3190の559、3190の560の一部、3190の856の一部、3190の1032、3201の3の一部、3201の4の一部、3201の5、3202の1、3202の3、3202の4の一部、3202の5、3202の6、3203の1から3203の3まで、3203の5、3224の26及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部</p>
	<p>津久礼</p>	<p>字中迎原</p>	<p>3228から3230まで、3231の1から3231の3まで、3232の1から3232の5まで、3233の1、3233の3から3233の10まで、3234の1から3234の5まで、3235の1から3235の9まで、3236の1から3236の8まで、3237の1から3237の11まで、3238の1から3238の10まで、3239の1から3239の4まで、3240の1から3240の10まで、3241の1から3241の6まで、3242の1から3242の15まで、3243の1、3243の3から3243の8まで、3244の1から3244の3まで、3245の1から3245の5まで、3245の6の一部、3245の7から3245の11まで、3245の12の一部、3245の13から3245の17まで、3246の1から3246の7まで、3247の1、3247の2の一部、3247の3、3247の4の一部、3248の1の一部、3248の2、3248の3、3248の6から3248の8までの各一部、3248の9から3248の11まで、3249の1から3249の6ま</p>

光の森五丁目	津久礼	字中迎原	で、3250の1から3250の9まで、3251、3252の1の一部、3252の3から3252の7までの各一部、3252の10の一部、3257の3の一部、3258の2から3258の4までの各一部、3262の1、3262の2の一部、3263の2から3263の4まで、3263の5の一部、3263の7から3263の9まで、3263の10の一部、3263の11の一部、3266の1の一部、3266の2、3266の3、3267の1から3267の4までの各一部、3268の4の一部、3268の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	津久礼	字下迎原	3433の3から3433の8までの各一部、3434の1、3434の2から3434の4までの各一部、3434の5、3434の6、3460の2の一部、3460の3の一部、3461の一部、3462の1、3462の2の一部、3462の3、3463の1から3463の7まで、3464の1から3464の4まで、3465の1から3465の3まで、3467の1の一部、3467の2から3467の4まで、3467の5から3467の7までの各一部、3468の1、3468の3から3468の8まで、3469の1の一部、3469の6、3474の1の一部、3474の2、3474の12の一部、3474の17の一部、3474の18の一部、3475の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
光の森六丁目	津久礼	字上迎原	3113の2の一部、3113の4から3113の9までの各一部、3115の1の一部、3115の2の一部、3115の3、3115の4の一部、3116、3117の1の一部、3117の3の一部、3117の4から3117の9まで、3118の一部、3161の4の一部、3162の1の一部、3162の14から3162の16までの各一部、3167の1の一部、3169の1、3169の4、3169の5、3171の1の一部、3171の2から3171の4まで、3172の2及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
	津久礼	字新山	3190の53から3190の56まで、3190の69、3190の70、3190の71の一部、3190の72の一部、3190の73、3190の74の一部、3190の75から3190の77まで、3190の78の一部、3190の79から3190の81まで、3190の82の一部、3190の513、3190の515、3190の519、3190の706から3190の708まで、3190の710、3190の711、3190の787、3190の856の一部、3190の857、3190の953、3190の954、3190の956、3190の997の一部、3190の1006、3190の1008の一部、3190の1010から3190の1013まで、3190の1128、3190の1149の一部、3190の1150から3190の1160

光の森六丁目	津久礼	字 新 山	まで、3 1 9 0 の 1 1 7 0、3 1 9 0 の 1 1 7 5、3 1 9 0 の 1 1 7 6 の一部、3 1 9 0 の 1 1 7 7、3 1 9 0 の 1 1 7 8 の一部、3 1 9 0 の 1 1 7 9、3 1 9 0 の 1 1 8 2 から 3 1 9 0 の 1 1 8 7 まで、3 2 0 1 の 3 の一部、3 2 0 1 の 4 の一部、3 2 0 1 の 6、3 2 0 2 の 4 の一部、3 2 0 2 の 7、3 2 2 4 の 2 7、3 2 2 4 の 2 9 の一部、3 2 2 4 の 3 0 の一部
	津久礼	字 中 迎 原	3 2 6 9 の 1 の一部、3 2 7 0 の 1 から 3 2 7 0 の 3 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
光の森七丁目	津久礼	字 上 迎 原	3 0 8 7 の 1、3 0 8 7 の 3、3 0 8 7 の 4、3 0 8 7 の 1 5、3 0 8 7 の 1 8、3 0 8 7 の 1 9、3 0 8 7 の 2 1 から 3 0 8 7 の 2 5 まで、3 0 9 6 の 1、3 0 9 6 の 2、3 0 9 6 の 4 から 3 0 9 6 の 2 5 まで、3 0 9 7 の 1 から 3 0 9 7 の 3 まで、3 0 9 8、3 0 9 9 の 1 から 3 0 9 9 の 3 まで、3 1 0 0 の 1 から 3 1 0 0 の 7 まで、3 1 0 1 の 1、3 1 0 1 の 2、3 1 0 2、3 1 0 3 の 1 から 3 1 0 3 の 5 まで、3 1 0 4 の 1 から 3 1 0 4 の 8 まで、3 1 0 5 の 1、3 1 0 5 の 2、3 1 0 6、3 1 0 7 の 1 から 3 1 0 7 の 7 まで、3 1 0 8、3 1 0 9 の 1 から 3 1 0 9 の 7 まで、3 1 1 0 の 1 から 3 1 1 0 の 4 まで、3 1 1 1 の 1 から 3 1 1 1 の 6 まで、3 1 1 2 の 1 から 3 1 1 2 の 2 0 まで、3 1 1 3 の 1、3 1 1 3 の 2 の一部、3 1 1 3 の 3、3 1 1 3 の 4 から 3 1 1 3 の 9 までの各一部、3 1 1 3 の 1 0、3 1 1 3 の 1 1、3 1 1 4 の 1 から 3 1 1 4 の 4 まで、3 1 1 5 の 1 の一部、3 1 1 5 の 2 の一部、3 1 1 5 の 4 の一部、3 1 1 7 の 1 の一部、3 1 1 7 の 3 の一部、3 1 1 8 の一部、3 1 1 9 の 2 から 3 1 1 9 の 6 まで、3 1 2 0 の 1 から 3 1 2 0 の 1 3 まで、3 1 2 1 の 1 から 3 1 2 1 の 1 2 まで、3 1 2 2、3 1 2 3 の 1、3 1 2 3 の 2、3 1 2 5 の 1 から 3 1 2 5 の 3 まで、3 1 2 6 の 1、3 1 2 6 の 3 から 3 1 2 6 の 8 まで、3 1 2 7、3 1 2 8 の 1 から 3 1 2 8 の 3 まで、3 1 2 9 の 2、3 1 2 9 の 3、3 1 3 0 の 1 から 3 1 3 0 の 9 まで、3 1 3 1 の 1 から 3 1 3 1 の 5 まで、3 1 3 2 の 1 から 3 1 3 2 の 4 まで、3 1 3 3 の 1、3 1 3 3 の 2、3 1 3 4 の 1 から 3 1 3 4 の 3 まで、3 1 3 5 の 1 から 3 1 3 5 の 4 まで、3 1 3 6、3 1 3 7、3 1 3 8 の 1 から 3 1 3 8 の 3 まで、3 1 3 9、3 1 4 0、3 1 4 1 の 1、3 1 4 1 の 2、3 1 4 2 の 1、3 1 4 3、3 1 4 5 の 1 から 3 1 4 5 の 4 まで、3 1 4 6 から 3 1 4 8 まで、3 1 4 9 の 1 から 3 1 4 9 の 1 2 まで、3 1 5 0 の 1 から 3 1 5 0 の 4 まで、3 1 5 1 の 1 から 3 1 5 1 の 8 まで、3 1 5 2 の 1 から 3 1 5 2 の 7 まで、3 1 5 3 の 1、3 1 5 3 の 2、3 1 5 4 の 1、3 1 5 4 の 2、3 1 5 5、3 1 5 6 の 1、3 1 5 6 の 2、3 1 5 7、3 1 5 8 の 1、3 1 5 8 の 2、3 1 5 9、3 1 6 0、3 1 6 1 の 1 から 3 1 6 1 の 3 まで、3 1 6 1 の 4 の一部、3 1 6 1 の 5 から 3 1 6 1 の 8 まで、3 1 6 2 の 1 の一部、3 1 6 2 の 2 から 3 1 6 2 の 1 3 まで、3 1 6 2 の 1 4 から 3 1 6 2 の 1 6 までの各一部、3 1 6 2 の 1 7、3

光の森七丁目	津久礼	字上迎原	162の18、3164、3165の1、3165の2、3166、3167の1の一部、3167の3、3167の4、3171の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	津久礼	字新山	3190の71の一部、3190の72の一部、3190の74の一部、3190の78の一部、3190の997の一部、3190の1007、3190の1008の一部、3190の1009、3190の1149の一部、3190の1176の一部、3190の1178の一部、3201の4の一部、3224の29の一部、3224の30の一部
	津久礼	字中迎原	3267の2の一部、3267の4の一部、3268の1の一部、3268の6の一部、3269の1の一部、3269の2から3269の7まで、3270の1から3270の3までの各一部、3271、3272の1から3272の3まで、3273の1、3273の3から3273の9まで、3273の10の一部、3273の11、3273の12、3274、3275の1の一部、3275の4、3275の5、3275の6の一部、3276の1の一部、3285の2、3285の3の一部、3287の1の一部、3287の3の一部、3288の3の一部、3293の1から3293の9まで、3294、3295の1から3295の3まで、3296の1から3296の4まで、3298の1から3298の13まで、3299の1から3299の9まで、3300の1から3300の6まで、3301の1から3301の8まで、3302の1から3302の5まで、3303の1、3303の2、3304の1、3304の2の一部、3304の3、3305の1、3305の2、3306の1から3306の7まで、3307の1から3307の3まで、3308から3311まで、3312の1、3312の2、3313、3314の1、3314の2、3315の1、3315の2、3316の1、3317、3318の1、3318の2、3319、3320の1の一部、3320の2の一部、3321の1から3321の4まで、3322の1から3322の9まで、3323、3324の1から3324の3まで、3325、3326の1から3326の5まで、3328の1の一部、3332の2の一部、3332の4の一部、3332の5の一部、3343の2の一部、3347の2の一部、3347の4の一部、3348の1、3348の2、3349の1、3349の2の一部、3350の1、3350の3の一部、3351の2の一部、3351の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	津久礼	字石坂	2177の4、2181の6の一部に隣接する道路である公有地の全部
	津久礼	字下沖野	3015の4、3015の7、3015の8、3016の5、3016の9、3017の1、3017の2、3018の1、3018の3、3018の18、3018の

光の森七丁目	津久礼	宇下沖野	25、3018の31から3018の35 まで、3044の1、3044の12、3 044の15、3045の3、3045の 4、3045の8、3046の1から30 46の4まで、3046の9から3046 の11まで、3046の13、3047の 1、3047の2、3086の一部に隣接 する道路である公有地の全部
--------	-----	------	--

熊本県告示第 1051 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨天草市長から届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び同法第 260 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草市牛深町字新開又 934 の 1 及びこの区域に隣接する無番地地先並びに 924 の 5 及びこの区域に隣接する道路地先並びに 924 の 4、924 の 2 に隣接する無番地地先並びに 938 の 7 に隣接する無番地地先公有水面埋立地 11,183.97 平方メートル	天草市牛深町字新開
天草市志柿町字高垣 2698 の 1 に隣接する道路地先公有水面埋立地 325.23 平方メートル	天草市志柿町字高垣
天草市志柿町字高垣 2698 の 1 に隣接する水路に隣接する道路地先並びに字江川 2685 の 14、2685 の 10、2685 の 5、2683 の 3、2683 の 12、2683 の 9、2679、2679 の 2、2678 の 1、2678 の 4、2676 の 6 に隣接する道路地先公有水面埋立地 2,410.95 平方メートル	天草市志柿町字畑尻
天草市志柿町字十文字 864 の 14 地先並びに 864 の 16、864 の 10、字中の塩屋 372 の 1、383 の 1、374 の 1、374 の 3、374 の 2 に隣接する道路地先公有水面埋立地 1,526.07 平方メートル	天草市志柿町字十文字

熊本県告示第 1052 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり免許した。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 埋立免許年月日
平成 18 年 10 月 5 日
- 2 出願者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
熊本県天草市御所浦町横浦 82 の 6 及び横浦 1254 の 2 地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から㉞の地点までを順次直線で結んだ線及び㉞の地点と①の地点を結ぶ平成 18 年春分の日満潮位（TP + 1.63 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 與一ヶ浦三等三角点（北緯 32 度 21 分 50.4926 秒、東経 130 度 21 分 1.8693 秒）から 157 度 45 分 19 秒 321.189 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 134 度 31 分 04 秒 1.764 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 44 度 31 分 38 秒 1.800 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 134 度 31 分 15 秒 0.846 メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 44 度 30 分 13 秒 2.775 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 315 度 29 分 48 秒 0.979 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 48 度 10 分 48 秒 11.230 メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 50 度 47 分 02 秒 5.775 メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 47 度 55 分 21 秒 20.012 メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 51 度 59 分 20 秒 8.816 メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 55 度 56 分 05 秒 8.809 メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 59 度 59 分 29 秒 8.808 メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 64 度 02 分 45 秒 8.808 メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から 63 度 56 分 31 秒 10.110 メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から 59 度 39 分 47 秒 10.109 メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から 55 度 23 分 14 秒 10.110 メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から 51 度 06 分 39 秒 10.110 メートルの地点

⑮の地点	⑮の地点から 46 度 50 分 23 秒	10.109	メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から 42 度 34 分 01 秒	10.110	メートルの地点
⑰の地点	⑰の地点から 38 度 17 分 17 秒	10.109	メートルの地点
⑱の地点	⑱の地点から 34 度 00 分 44 秒	10.110	メートルの地点
⑲の地点	⑲の地点から 29 度 44 分 14 秒	10.110	メートルの地点
⑳の地点	⑳の地点から 25 度 27 分 45 秒	10.109	メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から 23 度 19 分 39 秒	5.725	メートルの地点
㉒の地点	㉒の地点から 25 度 05 分 54 秒	7.704	メートルの地点
㉓の地点	㉓の地点から 28 度 38 分 52 秒	7.703	メートルの地点
㉔の地点	㉔の地点から 32 度 11 分 32 秒	7.703	メートルの地点
㉕の地点	㉕の地点から 38 度 55 分 02 秒	10.844	メートルの地点
㉖の地点	㉖の地点から 43 度 03 分 50 秒	10.842	メートルの地点
㉗の地点	㉗の地点から 47 度 13 分 00 秒	10.842	メートルの地点
㉘の地点	㉘の地点から 49 度 07 分 38 秒	3.547	メートルの地点
㉙の地点	㉙の地点から 139 度 08 分 15 秒	1.000	メートルの地点
㉚の地点	㉚の地点から 49 度 07 分 57 秒	2.777	メートルの地点
㉛の地点	㉛の地点から 319 度 10 分 45 秒	0.679	メートルの地点
㉜の地点	㉜の地点から 49 度 08 分 15 秒	1.499	メートルの地点
㉝の地点	㉝の地点から 319 度 07 分 54 秒	1.816	メートルの地点

(3) 面積

2,833.96 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本県天草市御所浦町横浦 82 の 6 及び横浦 1254 の 2 地先公有水面

(2) 区域

次の㉞の地点から㉟の地点までを順次直線で結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を結ぶ平成 18 年春分の日満潮位 (TP + 1.63 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉞の地点 與一ヶ浦三等三角点 (北緯 32 度 21 分 50.4926 秒、東経 130 度 21 分 1.8693 秒) から 159 度 24 分 22 秒 325.541 メートルの地点

㉟の地点	㉟の地点から 134 度 30 分 49 秒	11.077	メートルの地点
㊱の地点	㊱の地点から 44 度 30 分 41 秒	20.231	メートルの地点
㊲の地点	㊲の地点から 63 度 50 分 36 秒	13.550	メートルの地点
㊳の地点	㊳の地点から 46 度 50 分 44 秒	22.263	メートルの地点
㊴の地点	㊴の地点から 58 度 14 分 07 秒	16.196	メートルの地点
㊵の地点	㊵の地点から 68 度 12 分 57 秒	42.230	メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から 47 度 49 分 10 秒	42.050	メートルの地点
㊷の地点	㊷の地点から 24 度 45 分 55 秒	31.738	メートルの地点
㊸の地点	㊸の地点から 16 度 21 分 45 秒	27.737	メートルの地点
㊹の地点	㊹の地点から 6 度 37 分 30 秒	10.644	メートルの地点
㊺の地点	㊺の地点から 39 度 21 分 56 秒	10.004	メートルの地点
㊻の地点	㊻の地点から 43 度 20 分 21 秒	10.003	メートルの地点
㊼の地点	㊼の地点から 58 度 45 分 09 秒	10.146	メートルの地点
㊽の地点	㊽の地点から 49 度 07 分 29 秒	16.506	メートルの地点
㊾の地点	㊾の地点から 319 度 07 分 35 秒	8.972	メートルの地点

(3) 面積

6,176.26 平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第 1053 号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 38 条第 1 項の規定により、河内港臨港地区を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河内港臨港地区の区域
 熊本市河内町船津及び白浜の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
 熊本県土木部港湾課、熊本県熊本土木事務所管理課、熊本市都市整備局計画部都市計画課

熊本県告示第 1054 号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 38 条第 1 項の規定により、大門港臨港地区を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大門港臨港地区の区域
天草市楠浦町及び下浦町の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課、天草市建設部河川港湾課

熊本県告示第 1055 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳 3416 の 104
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1056 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字北赤瀬 703 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1057 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県山鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1058 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定 施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 754 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 11 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 755 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（ジオイド測量）	平成 18 年 10 月 23 日から 平成 19 年 3 月 16 日まで	上益城郡山都町

熊本県公告第 756 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
天草市本渡町本泉字森ノ木 76 番 3、同 76 番 5、同 77 番 2、同 77 番 5、同 77 番 6、同 77 番 7、同 78 番 1、同 81 番 3、同 82 番、同 98 番 2、同 99 番 1、里道及び水路
3,696.89 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天草市今釜新町 3712 番地の 1
昭和建設工業株式会社

熊本県公告第 757 号

次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地を確認できないため、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消す。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 商号又は名称
氏名
- サウス
山木 巖

主たる営業所等の所在地	八代市通町 6 番 24 号 吉野ビル 2F
登録番号	熊本県知事(1)第 02322 号
登録年月日	平成 16 年 6 月 18 日
2 商号又は名称	キタオ
氏名	守田 一二三
主たる営業所等の所在地	八代市通町 6 番 24 号 吉野ビル 3F
登録番号	熊本県知事(1)第 02346 号
登録年月日	平成 17 年 4 月 13 日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 43 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
芥川幸子	芥川幸子	芥川一致	宇土市入地町156-9	その他の政治団体
岩本広海	岩本 昭	山本 照久	宇土市網津町1440-1	その他の政治団体
植弘三	前川 博	山本 秀寛	荒尾市原万田313番地13	その他の政治団体
内野幸博	甲斐 博	中野 知茂	阿蘇市内牧1335-3	その他の政治団体
大森男	大森 隆	浦 幹雄	熊本市京町本丁6-504	その他の政治団体
甲斐善治	右田 久	本孝 昭	菊池郡菊陽町津久礼3896-11	その他の政治団体
九谷新吾	久多 見	本孝 昭	宇土市三拾町119-1	その他の政治団体
後藤三雄	尾池 弘	廣瀬 三	玉名市立願寺1020-1	その他の政治団体
自由民主党熊本県支部	吉川 福	板橋 和也	菊池郡菊陽町大字津久礼2323番地2	政治団体
自由民主党熊本県玉名市第一支部	丸山 治	古閑 一行	山鹿市菊鹿町下内田626	政治団体
自由民主党熊本県九州本部	丸山 治	古閑 一行	宇土市石貫4245	政治団体
田崎稔	森原 浩	藤原 源	玉名市水前寺1丁目31番6号	その他の政治団体
田中弘子	大仁 幸	藤原 源	天草郡苓北町白木尾193番地1	その他の政治団体
玉名市みどり会	永富 美津子	福田 洋子	阿蘇市三久保774	その他の政治団体
天水町野田たけし後援会	森田 深淵	緒方 隆子	玉名市立願寺1020-1	その他の政治団体
天創会	永田 誠	千蔵 隆子	玉名市立願寺1020-1	その他の政治団体
富永ひろし後援会	喜多 末	尾池 本	天草市諏訪町16番10号	その他の政治団体
中木せいじ後援会	舟津 高則	水本 壯	菊池郡菊陽町久保田2808-10	その他の政治団体
長友清富後援会	舟津 高則	高見 友	球磨郡錦町大字西2091	その他の政治団体
西聖一と浩力ある県政を創る会	舟津 高則	後藤 純	熊本市鶴羽田町399	その他の政治団体
日本精神科病院熊本県政治連盟	西 聖	後藤 純	熊本市水前寺6丁目45番7号	その他の政治団体
早田順一後援会	藤上 博	根尾 悦子	山鹿市鹿北町芋生3956-2	その他の政治団体
藤崎正博後援会	藤上 博	根尾 悦子	天草市倉岳町宮田461	その他の政治団体
宮島安一後援会	藤上 博	池田 光則	山鹿市久原5016	その他の政治団体
矢野康宏後援会	藤上 博	野田 雅子	羣北郡芦北町大字鶴浦63-1	その他の政治団体
幸村香代子と住みたいまぢをつくる会	桑原 衛	桑原 茂樹	球磨郡錦町大字一武2826-12	その他の政治団体
よしたけ同後援会	桑原 衛	矢野 希	熊本市長町2丁目4-16	その他の政治団体
米村洋後援会	幸村 啓二	賀久 裕	八代市通町7-28 八代女性市民の会内	その他の政治団体
	中山 米村	坂本 伊藤	宇城市三角町波多1500-2	その他の政治団体
			八代郡水川町鹿野697-3	その他の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第 44 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事
項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異動事項	新旧
あそだ清後援会	会計責任者 浅野 幸一郎	新
荒尾市野田たけし後援会	会計責任者 北口 義一	旧
家入安弘後援会	会計責任者 山代 秀徳	
石井みどり熊本県後援会	会計責任者 浦田 和義	
石井みどり熊本県後援会	会計責任者 佐藤 純男	
菊池郡市医師連盟	事務所の所在地 熊本市坪井 2 丁目 4 番 5 号	
菊池郡市医師連盟	事務所の所在地 熊本市坪井 2 丁目 3 番 6 号	
岸川幸生後援会	代表者 熊本市坪井 2 丁目 4 番 15 号	
熊本県看護連盟	代表者 熊本市坪井 2 丁目 4 番 5 号	
熊本県商工政治連盟千丁支部	会計責任者 宮川 俊作	
熊本県商工政治連盟千丁支部	会計責任者 勝久 文雄	
熊本県商工政治連盟千丁支部	会計責任者 井上 俊輔	
熊本県商工政治連盟千丁支部	事務所の所在地 天草市東町 13 番地 13	
熊本県商工政治連盟千丁支部	事務所の所在地 本渡市東町 13-13	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 平本 博子	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 下川 京子	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 八代市千丁町新幸田大 1458	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 八代市千丁町新幸田 1458	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 松永 豊	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 井上 勝熊	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 松浦 常男	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 中 武寿	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市坪井 2 丁目 4 番 5 号	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市坪井 2-3-6 熊本県歯科医師会館内	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市坪井 2 丁目 4 番 15 号	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市坪井 2 丁目 4 番 5 号	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 久々山 芳文	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 永野 忠	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 上益城郡益城町広崎 786 の 1	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市花園 7 丁目 1090-2	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 五所 輝夫	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 上野 隆行	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 吉田 孝壽	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 中村 英一	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 鈴木 昌彦	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 田原 清輝	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市高平 3-43-11 太平興産ビル 2 階	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 熊本市高平 378 番地 1	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 合志市幾久富 1866-739	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 菊池郡合志町幾久富 1866-739	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 山室 純	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 志賀 秀士	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 高嶋 英俊	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 東 すみ代	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 岡田 健士	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 河部 博典	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 宮原 後彦	
熊本県商工政治連盟千丁支部	代表者 深水 宗次	

政治団体の名称	異動事項	新旧
自由民主党荒尾市支部	政治団体の名称	新
自由民主党熊本県栄養士連盟支部	事務所所在地	旧
自由民主党熊本県栄養士連盟支部	代表者	
自由民主党熊本県栄養士連盟支部	会計責任者	
自由民主党熊本県看護連盟支部	会計責任者	
自由民主党熊本県建設支部	代表者	
自由民主党熊本県建設支部	会計責任者	
自由民主党熊本県歯科医師支部	事務所所在地	
自由民主党熊本県歯科医師支部	事務所所在地	
自由民主党熊本県歯科医師支部	会計責任者	
自由民主党熊本県自治振興支部	代表者	
自由民主党熊本県宅建支部	会計責任者	
自由民主党熊本県土地改良支部	代表者	
自由民主党熊本県酪農支部	代表者	
政治結社 大東亜国家同盟九州総本部	政治団体の名称	
全国社会保険推進連盟熊本支部	代表者	
全国社会保険推進連盟熊本支部	会計責任者	
中原爽熊本県後援会	事務所所在地	
中原爽熊本県後援会	事務所所在地	
中原爽熊本県後援会	会計責任者	
中村ただよし後援会	代表者	
中山新之助後援会	事務所所在地	
中山新之助後援会	代表者	
中山新之助後援会	会計責任者	
西山誠一後援会	代表者	

自由民主党荒尾市支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県看護連盟支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県自治振興支部
 自由民主党熊本県宅建支部
 自由民主党熊本県土地改良支部
 自由民主党熊本県酪農支部
 政治結社 大東亜国家同盟九州総本部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中村ただよし後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 西山誠一後援会

自由民主党荒尾市支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県看護連盟支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県自治振興支部
 自由民主党熊本県宅建支部
 自由民主党熊本県土地改良支部
 自由民主党熊本県酪農支部
 政治結社 大東亜国家同盟九州総本部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中村ただよし後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 西山誠一後援会

自由民主党荒尾市支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県栄養士連盟支部
 自由民主党熊本県看護連盟支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県建設支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県歯科医師支部
 自由民主党熊本県自治振興支部
 自由民主党熊本県宅建支部
 自由民主党熊本県土地改良支部
 自由民主党熊本県酪農支部
 政治結社 大東亜国家同盟九州総本部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 全国社会保険推進連盟熊本支部
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中原爽熊本県後援会
 中村ただよし後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 中山新之助後援会
 西山誠一後援会

政治団体の名称	異動事項	新旧
西山誠一後援会	会計責任者	古堀 一正
橋本幸一後援会	事務所の所在地	八代市東陽町北 4 7 1
橋本幸一後援会	代表者	八代市東陽村大字南 1 0 6 7 の 1 梅田 行憲
橋本幸一後援会	会計責任者	坂崎 孝弼
橋本誠剛後援会	事務所の所在地	志水 隆 梅田 行憲
前畑淳治後援会	事務所の所在地	荒尾市府本 5 1 5 - 2
民主党熊本県第 4 区総支部	事務所	荒尾市府本 5 1 5 - 2
民主党熊本県第 4 区総支部	事務所	荒尾市東屋形 2 丁目 1 番 9 号
民主党熊本県第 5 区総支部	事務所	荒尾市蔵満 2 3 9 番地 1
民主党熊本県第 5 区総支部	事務所	宇土市神馬町 7 0 8
森本完一後援会	代表者	天草郡五和町大字二江 4 5 5 7 番地 鎌田 聡
森元つねお熊本県後援会	事務所	鎌田 聡 松本 基督
	事務所	八代市松江町 3 3 9 - 7 - 2 0 1
	代表者	八代市豊原中町 2 8 3 2 - 1 鎌田 聡
	会計責任者	後藤 英友
	代表者	上村 辰生 森原 茂樹
	代表者	荒木 泰臣 富永 清次

熊本県選挙管理委員会告示第 45 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
池本ケイコ後援会	球磨郡多良木町大字久米 2 5 9 - 2	平成 18/06/18
岩本広海後援会	宇土市網津町 1 4 4 0 - 1	平成 18/07/27
笹井ひろみ熊本県後援会	熊本市坪井 2 丁目 8 番 6 号	平成 18/05/13
社会問題研究会	人吉市瓦屋町 2 4 0 2 - 2	平成 18/06/29
自由民主党熊本県桜友会支部	熊本市御領 3 - 7 - 6	平成 18/06/15
自由民主党熊本県菊鹿町支部	山鹿市菊鹿町下内田 6 2 6	平成 18/04/30
自由民主党熊本県養鶏連合政治連盟支部	菊池郡西志町大字野々島 4 3 9 3 - 1 9 0	平成 18/03/27
自由民主党熊本県御船町支部	上益城郡御船町辺田見 1 2 6 2 - 1	平成 18/06/14
全国商工政治連盟熊本県本部	上益城郡清和村大平 3 5 2 - 1	平成 18/04/01
大東亜国家同盟熊本県本部	熊本市水前寺 2 丁目 2 0 番 1 6 号	平成 18/06/01
熊野友朋後援会	熊本郡植木町 3 7 6 - 2	平成 17/08/30
原田明徳後援会	本渡市折字土町 5 4 8	平成 17/12/31
平成政経研究会	上益城郡御船町辺田見 1 2 6 2	平成 18/06/14
堀田郁郎後援会	熊本郡植木町清水 2 7 2 4 - 2	平成 18/08/02
松永重宣後援会	八代郡鏡町内田 8 3 0 - 2	平成 17/07/31
松本明博後援会	球磨郡相良村柳瀬 2 1 8 6 - 1	平成 17/01/01
民主党熊本県参議院選挙区第 1 総支部	本渡市志柿町 3 4 9 - 1	平成 17/12/31
山口和幸後援会	熊本市花園 7 - 1 2 - 1 6 - 1 0 1	平成 18/06/30
米村洋後援会	球磨郡あさぎり町免田 3 4 1	平成 18/06/20
	八代郡竜北町大字鹿野 6 9 7 - 3	平成 18/06/16

熊本県選挙管理委員会告示第 46 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
芥川 幸子 大森 男 西 聖一 幸村 香代子	市議 市議 県議 市議	芥川幸子後援会 大森男後援会 西聖一と活力ある県政を創る会 幸村香代子と住みたいまちをつくる会	宇土市入地町156-9 熊本市京町本丁6-6-504 熊本市鶴羽田町399 八代市通町7-28 八代女性市民の会内	芥川 幸子 大森 男 西 聖一 幸村 香代子

熊本県選挙管理委員会告示第 47 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池本 ケイコ 吉本 賢児	町村議 県議	池本ケイコ後援会 平成政経研究会	球磨郡多良木町大字久米 2 5 9 - 2 上益城郡御船町辺田見 1 2 6 2	池本 ケイコ 吉本 賢児

熊本県教育委員会訓令第 16 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に改め、「及び同条例第 7 条の休憩時間」を削る。
第 3 条及び第 5 条中「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。
別表を次のように改める。
別表（第 2 条関係）

	勤務時間	休憩時間	勤務時間
月曜日から 金曜日まで	午前 8 時 30 分から正午まで	正午から午 後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで

附 則
この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会公告第 18 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 18 年 10 月 13 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
 - ア ファイアウォール 1 セット
 - イ DNS / メールサーバ 2 セット
 - ウ Web サーバ 2 セット
 - エ Web メールサーバ 1 セット
 - オ テレビ会議システム用サーバ 1 セット
 - カ デジタル素材配信用サーバ 1 セット
 - キ 動画配信用サーバ 1 セット
 - ク データベースサーバ 1 セット
 - ケ 認証サーバ 1 セット
 - コ ネットワーク監視サーバ 1 セット
 - サ ストレージシステム 1 セット
 - シ AV 制作機器 1 セット
 - ス その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- (2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入期限 平成 18 年 12 月 28 日（木）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 5 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 機能等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 10 月 13 日（金）から平成 18 年 10 月 26 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 承認結果の通知
機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2674（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 10 月 13 日（金）から平成 18 年 10 月 25 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 18 年 10 月 31 日（火） 午後 2 時
イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 801 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 10 月 30 日（月）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県森林審議会公告第 1 号

熊本県森林審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県森林審議会 会長 宮 崎 暢 俊

- 1 開催日時
平成 18 年 10 月 23 日（月）
午前 10 時 00 分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについて
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林整備課森林計画班）
（電話 096-333-2434）

熊情管公告第 2217 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 8 月 11 日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社

- 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額（月額）
1,975,428 円（うち消費税額及び地方消費税の額 94,068 円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 6 月 30 日

熊情管公告第 2218 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 10 月 13 日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 8 月 24 日
- 4 落札者の名称及び所在地
芙蓉総合リース株式会社 熊本支店
熊本県熊本市水道町 7 番 16 号
- 5 落札金額（月額）
813,225 円（うち消費税額及び地方消費税の額 38,725 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 7 月 14 日